

生徒心得（生徒手帳記載事項抜粋）

（１）校内生活

- ・朝 8 時 30 分までに校内に入り、8 時 35 分までにホームルーム教室に入っていないといけない。
- ・下校時間は 16 時 55 分である。ただし、補習等の学習活動、HR 活動及び生徒会・部活動を行う場合において遅くとも 19 時には下校すること。
- ・登校してから下校するまでは原則校外に出ない。校外に出るときは「外出願」を提出し許可を得ること。
- ・規定と異なる服装・履物を必要とするときは「異装願」を提出し許可を得ること。
- ・所持品について
 - ・生徒手帳（生徒証）は常時携帯する。
 - ・漫画・雑誌及びトランプ・将棋等のゲーム類及び学習活動に不必要なものの持ち込みは禁止する。
 - ・携帯電話については校内においては使用禁止（校内では登校時に電源を切って鞆の中に入れておく）
 - ・金品は必ず身に付けておく。体育等で更衣するときは係生徒に預け、貴重品袋に入れて担当教員に保管してもらう。部活動時は各部が責任をもって保管する。
- ・休日（土曜・日曜・祝日等）の登校、校内への立ち入りは原則として禁止する。ただし、生徒会・部活動・HR 以外で登校の必要があるときは、責任教員の引率・指示のもとで行うこと。
- ・部活動・受験等による欠席（欠課）の場合は「公認欠席願」を提出する。

（２）校外生活

- ・生徒会・部活動・HR が校外で活動するときは責任教員の引率・指示のもと活動する。
- ・アルバイトは原則として禁止する。特別の事情がある場合は認めることもある。
- ・卒業するまでは単車・自動車類の免許取得および購入をしてはならない。
（「三ない運動」（免許を取らない、単車を買わない、単車に乗らない）の趣旨をよく理解し厳守すること）
- ・未成年者立ち入り禁止場所には近寄らない。
- ・男女交際はお互いを思いやったうえで、両者の保護者の了解のもとに、礼儀と節度を守って行う。

（３）通学

一般的注意

- ・登下校の際は原則制服を着用し、生徒手帳（生徒証）を所持する。
- ・無断で自転車通学をしない。休日、休業中も同様である。なお、疾病その他で臨時に自転車通学を希望するときは、臨時駐輪場に止めること。ただし、事前に許可を受けておくこと。
- ・単車や乗用車を利用した通学は禁止する。
- ・山陽電車西二見駅から学校までは決められた通学路を歩行すること。

電車・バス通学

- ・マナーを守り、他の乗客の迷惑にならないように注意すること。

自転車通学

- ・自転車通学は学校で許可された者のみとする。
- ・自転車通学希望者は「自転車通学願」を提出して、許可を受ける。交付された許可証（ステッカー）は自転車の後尾に貼りつける。
- ・許可証のある自転車が使用できないときや自転車を交換して別の自転車で登校するときは、届け出て許可を得ること。
- ・整備不良車（錠・ブレーキ・ライト・反射灯の不備・不良車）や片足スタンドや変形ハンドル等の変型車は許可しない。また折り畳み式自転車・電動アシスト自転車・マウンテンバイク・ステップバーのついた自転車も許可しない。
- ・自転車は所定の位置に置き、必ず施錠すること。
- ・二人乗り、傘さし走行、右側通行、イヤホンをつけての運転、携帯電話等を使用しながらの運転、並列走行、夜間の無灯火運転はしない。

- ・雨天時は反射帯付きの雨合羽を着用する。
- ・規則違反したときは、自転車通学の一時禁止、通学許可の取り消しを行う場合がある。
- ・本校ではPTAが全生徒対象に「全国高P連賠償責任保証制度」に加入しますが、自転車通学者は万が一の事故に備えて自転車保険等に必ず加入すること。

(4) 服装

- ・服装は教養と人柄を表すものである。常に端正で清潔であるよう心がけなければならない。

制服

- ・校内及び登下校時には所定の制服を着用する。なお、登下校時男女とも上着の上に着用するのはコート・ウィンドブレーカー等の防寒具、雨具以外は認めない。

<男子・女子スラックスタイプ>

- ・(冬服)指定の上着およびズボン・白無地のカッターシャツ(レギュラーカラー)・指定のネクタイ
※指定のベスト・セーターを上着の下に着用できる。
- ・(夏服)指定の半袖カッターおよびズボン
※指定の夏用カーディガンのカッターの上に着用できる。

<女子スカートタイプ>

- ・(冬服)指定の上着およびスカート(丈は膝が隠れる程度)、指定の長袖ブラウス、指定のダブル蝶タイ(リボン)
※指定のベスト・セーターを上着の下に着用できる。
- ・(夏服)指定の半袖ブラウスおよびスカート(丈は膝が隠れる程度)
※指定の夏用カーディガンのカッターの上に着用できる。

着用期間(原則)

冬服・・・11月中旬～4月中旬

夏服・・・6月上旬～9月中旬

(上記以外の期間は移行期間とする)

その他の服装

ア. 靴下

- ・<男子・女子スラックスタイプ> 華美でない靴下
- ・<女子スカートタイプ> 指定のソックス(濃紺・マーク入り)または黒・紺色で無地のハイソックスを必ず着用すること。夏服時のみ黒・紺色で無地の短いソックスを可とする。ストッキングはベージュまたは黒色で無地のみ着用できる。(冬服完全更衣時のみ)ただし、ベージュのストッキングの際はハイソックスを着用すること。

イ. 履き物

- ・下履き 黒・茶色で装飾的でないローヒールの短革靴または運動靴。(雨天時はレインシューズも可)
- ・上履き 校舎内では本校指定のものを使用する

ウ. 防寒具

- ・コート、ウィンドブレーカー、マフラー、手袋等は華美でないものを着用してよい。ただし、マフラー・手袋等は校舎内では着用しない。コート、ウィンドブレーカー類も登校時、教室へ入ったら脱衣すること。

頭髪等

頭髪は端正で清潔な型・長さとする。男女ともパーマ、カール、染色・脱色・つけ毛等の加工することは認めない。(指導を受けた者は1週間を目途に直すこと)
また、化粧・マニキュアをしてはならない。ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品を身につけることを禁止する。(ピアスの穴をあけることも禁ずる)